

臨床法学教育学会の学術活動として、学会機関誌『法曹養成と臨床教育』第1号を3月6日付で刊行したことを報告する。掲載内容は、昨年4月に開催された第1回年次大会での報告を中心として、それに加え、臨床教育科目履修学生による「Student Eyes」や、伊藤眞氏（早稲田大学）による書評などを盛り込んでいる。

また下記に、共催セミナー3件（主催：日本学術振興会科学研究費臨床法学グループ）と、共催シンポジウム1件（主催：新潟大学大学院実務法学研究科・新潟県弁護士会）の概要を紹介する。学会事項としては、拡大研究企画委員会での審議内容、次期理事会の理事選挙の結果、4月26日に開催予定の第2回年次大会の開催予告を掲載する。これらは『ロースクール研究』第12号（2009年1月）で報告された後の活動に関するものである。

(1)セミナーの共催

日時：2008年11月20日（木）午後6時～8時

場所：早稲田大学8号館808会議室

テーマ：「法科大学院の実務導入教育と司法修習の役割分担を巡る議論の現状について」

報告者：井上裕明氏（日本弁護士連合会法曹養成対策室室長・弁護士）

報告概要：

司法制度改革審議会意見書（2001年6月12日）は、法科大学院の教育内容について「法理論教育を中心としつつ、実務教育の導入部分（例えば、要件事実や事実認定に関する基礎的部分）をも併せて実施することとし、実務との架橋を強く意識した教育を行うべきである」とした。また、最高裁司法修習委員会「議論の取りまとめ」（2004年7月2日答申）は、「現在の前期集合修習に相当する教育は法科大学院に委ねる」とした。

ところが、法科大学院修了者が新司法修習を開始すると、司法修習関係者からは「法科大学院における実務導入教育の内容や水準にはかなりのバラツキがある」との指摘がなされる一方で、一部の法科大学院関係者からは「法科大学院は前期修習を肩代わりするものではない」との声が聞かれるようになった。この論争の間、新司法修習での二回試験では大量の不合格者が出ており、法科大学院の課程及びその終了後実務修習開始までの実務導入教育を充実させることは喫緊の課題となっている。

2008年に入って、法科大学院関係者と司法修習関係者の双方から、法科大学院に期待される実務導入教育の具体的な内容を明らかにする動きが活発化した。具体的には、現在、ほとんどの法科大学院で必修科目となっている「民事実務の基礎」及び「刑事実務の基礎」について、中教審法科大学院特別委員会において実務基礎科目の到達目標（コアカリキュラム）の設定に向けた検討が進められており、また、多数の弁護士実務家教員を擁する日弁連においても「到達目標案」の検討が進められ、派遣裁判官教員を擁する司法研修所においては「法科大学院教育の授業計画案」が作成されることとなっている。2009年3月には各機関からこれらの動きの進展状況が明らかにされる予定であり、逐次、法科大学院教育に反映されていくことが期待されている。

日時：2009年1月16日（金）午後5時～7時

場所：早稲田大学8号館808会議室

報告者：國弘正樹氏（島根大学法科大学院教授・弁護士）

報告題：「島根大学における臨床法学教育」

報告概要：

島根大学法科大学院では、地域法律相談センターが設置されており、そこで実施される法律相談に法科大学院学生が立会い、法科大学院の正規科目としての「リーガルクリニック」の授業内容の一環を形成している。また、弁護士法人・山陰リーガルクリニックも設立され、島根大学と提携を組むことにより法科大学院学生の法律事務所実習の機会も提供している。また、同法科大学院では、実務科目として、「リーガルクリニック」だけでなく、「ローヤリング」「エクスターンシップ」「民事模擬裁判」「刑事模擬裁判」が設置され、これら5科目のうち2科目4単位以上を選択必修の中の必修とするカリキュラムが組み立てられており、カリキュラムの構成でも臨床法学教育科目を重視していることが伺われる。

島根大学法科大学院における臨床法学教育の基本的な形態として、学内での法律相談、過疎地域へ教員と学生が出向く巡回相談、そして弁護士法人・山陰リーガルクリニックでの事務所実習がある。授業の進め方は、いずれの場合も、法律問題についての回答として、相談カードや事例研究レポートという形で成果物を学生に提出させている。授業の進め方の反省点として、提出された相談カードなどを再度学生に返却して議論することの必要性が指摘された。

施設・設備の点では、島根大学の充実した教育環境が報告された。2007年から学内に法律相談専用の教室が確保された。この教室には、法律相談の様態を録画できるビデオ・DVDの機材が設置されており、別室にいる他の学生も同時にその模様を見ることが出来る。この点に関して、法律相談の録画記録を分析した学生のレポートが紹介され、施設・設備の充実が臨床教育に対する学生の意識を高めることになった例が報告された。

結びに、臨床法学教育の目標として、紛争解決のための広い視野を持つこと、紛争は法律だけによって解決されるものではないこと、基本法以外の必要な法令を調査する能力を養うこと、および、実践知は、学びながら身につけていくものであることを、学生に修得させるべきことが指摘された。

日時：2009年2月24日（火）午後4時～6時

場所：早稲田大学早稲田キャンパス8号館808会議室

報告テーマ：「『獨協大学地域と子どもリーガルサービスセンター』の活動について」

報告者：野村武司氏（獨協大学法科大学院教授・弁護士）

柳重雄氏（獨協大学法科大学院教授・弁護士）

報告概要：

「獨協大学地域と子どもリーガルサービスセンター」は、2007年4月に獨協大学法科大学院の付置機関として開設された。センターには「獨協地域と子ども法律事務所」が併設されており、ここと共同で法科大学院生に対するリーガルクリニックが実施されている。

センターは、地域の子どものに関する相談を広く受け付け、法律問題に限らず救済に向けての対応をする機関で法律事務所そのものではない。いじめ、不登校、教員による不適切な指導、学校と父母とのトラブル、虐待、養育困難な家庭の問題、非行、自傷など多様な問題に関わっている。相談を受けて、センター自身が、調整、交渉、提案など救済に向けての働きかけをすると同時に、法律事務所のほか、市町村の家庭児童相談室、教育委員会の教育支援室、児童相談所、保健機関、医療機関、臨床相談機関、関係民間機関など子どもに関わる機関と連携関係を築いている。

このように法律事務所とは別の機能を持つセンターの構想は、救済のためのリソースを最も必要としている人たちのところにどのようにしたらそれが届くのかと考えられた結果である。また、このセンターの構想は、法科大学院時代の法律家には、人権保障と救済の担い手として、法廷実務にとどまらない連携、調整を含む幅広い素養が必要であり、Community-basedな法律家を育てたいという教育理念に基づくものであることが紹介された。

センターでは、従来のように一点（訴訟等）で関わるだけでなく、多角的にまた線として相談者の問題を見立て、面としての広がりを持った立体的な活動を通して社会的責任を果たしていくことを、「リーガル・サービス」と捉えているとの認識が示された。法科大学院としても豊かな法律家像を相互に共有し、広がりを持った職域像を通して、法律家養成に当たるとともに、それが社会制度的な裏付けがなされるよう働きかけることの重要性が指摘された。

(2) シンポジウムの共催

日時：2009年3月13日（金）午後3時30分～6時30分

場所：新潟大学有任記念会館（新潟市中央区）

テーマ：「臨床法学教育の意義と課題—新潟大学法科大学院における実践を踏まえて—」

基調講演：「法科大学院における臨床法学教育の意義」

講演者：宮川成雄氏（早稲田大学大学院法務研究科教授・臨床法学教育学会理事長）

パネル・ディスカッション：「法科大学院における臨床法学教育の意義と課題」

パネリスト：平林勝政氏（國學院大學法務研究科長）、松村和徳氏（岡山大学大学院法務研究科長）、米田憲市氏（鹿児島大学大学院司法政策研究科教授）、味岡申宰氏（新潟大学大学院実務法学研究科教授・弁護士）、近藤明彦氏（新潟大学大学院実務法学研究科教授・弁護士）；コーディネーター：本間一也氏（新潟大学大学院実務法学研究科長）

講演概要：

いま、法科大学院の教育力が問われている。司法制度改革審議会意見書に表明された法科大学院の位置づけを再確認する必要がある。新しい法曹養成制度は、「点」から「プロセス」への改革と表現されたが、その「プロセス」とは何か。それは、「法科大学院⇒司法試験⇒司法修習」にとどまるものではない。法科大学院が、「法曹養成の中核機関」と位置付けられた意味を検討しなければならない。司法修習終了はプロセスの終わりではなく法曹としての出発点である。法科大学院の法曹教育は司法修習に収斂するわけではない。法科大学院に期待される法実務教育は、法曹資格を得てからの法律家の多様な活動の中核となる知見と技能の育成を目指すものである。

法科大学院での臨床法学教育は、司法修習とは3つの点で異なる。すなわち、教育の志向性では、現状実務の創造的批判による改革志向、教育の方法では、「見て学ぶ」だけでなく「行なって学ぶ」という学生の実務への積極的関与、そして、教育主体では、研究者教員と実務家教員の協働である。全国で多様に展開されている臨床法学教育について検討されるべき課題は多い。学生に要件とすべき前提科目、臨床科目を履修する学生の資格の認証と学生実務規則の整備、臨床科目の教育目的の設定と教育効果の評価などについて、臨床教育の実践を通して標準型が形成されることが期待される。

討議概要：

新潟大学をはじめとする各パネリストの所属法科大学院の臨床法学教育の取り組みが報告された。その報告を踏まえ、4法科大学院が共通して臨床科目を必修あるいは選択必修としていることから、学生の履修上の意欲の維持、法科大学院での臨床教育と司法修習との関係の明確化、臨床科目を履修する学生に期待される学力のレベル、学生実務規則の制定による学生権限の明確化などが議論された。また、カリキュラム全体の中での臨床科目の構造的配置だけでなく、臨床科目内で学生関与を段階的に高める工夫の必要性などについて議論がなされた。

(3) 拡大研究企画委員会

日時：2008年12月13日（土）午前10時～11時30分

場所：早稲田大学8号館808会議室

①2009年度年次大会の企画について、各部会および全体シンポジウムの企画趣旨が検討された。

②当学会の叢書第1冊として決定された*Best Practices for Legal Education*の翻訳書の進捗状況が報告された。

日時：2009年1月24日（土）午後3時～5時

場所：青山学院大学3号館（法科大学院棟）4階347教室

①2009年度年次大会の企画内容について、各部会および全体シンポジウムの報告者の人選を検討した。

②2009年度年次大会の開催校である早稲田大学の準備状況が報告された。

(4) 次期理事会の理事選挙の結果

2009年1月31日に投票が締切られた選挙の結果、次の15名が次期理事会の理事に選出された。任期は、2009年4月1日～2012年3月31日である。

宮川成雄・四宮啓・宮澤節生・須網隆夫・道あゆみ・後藤昭・椛嶋裕之・亀井尚也・川嶋四郎・二宮周平・上柳敏郎・平林勝政・山口卓男・加賀山茂・菅原郁夫（敬称略、得票数順、同数は五十音順）

なお、これらの15名に加えて、新理事会の推薦により4月26日開催予定の会員総会において5名が理事に任命される。

(5) 第2回年次大会の開催予告

年月日：2009年4月26日（日）

場所：早稲田大学早稲田キャンパス8号館

大会テーマ：「社会の中の法科大学院－臨床法学教育の貢献と協働－」

9:30-11:30

A. シミュレーション部会

司会：亀井尚也（関西学院大学・弁護士）

報告：（1）東北大学における教育実践の報告
（2）岡山大学における教育実践の報告

B. エクスターンシップ部会

司会：山口卓男（筑波大学・弁護士）

報告：（1）「小規模校におけるエクスターンシップの意義と展望」
岡義博（香川大学・弁護士）および履修者
（2）「都市型法科大学院におけるエクスターンシップの実情」
飯塚勝（青山学院大学・弁護士）および履修者
（3）「法科大学院の地域貢献とエクスターンシップの課題」
野坂佳生（金沢大学・弁護士）および履修者

11:40-13:00 昼食・理事会

13:00-15:00 クリニック部会

司会：川嶋四郎（同志社大学）

報告：（1）「離島等司法過疎地における法律相談実習の成果と展望」米田憲市（鹿児島大学）
（2）「夜間・社会人学生を対象としたフレックスタイム制クリニック－4年間の実践を振り返って－」山口卓男（筑波大学・弁護士）
（3）「クリニック全国調査の報告」 椛島裕之（弁護士）

15:00-15:10 休憩

15:10-15:40 会員総会

15:40-18:30 全体会「社会の中の法科大学院－臨床法学教育の貢献と協働－」

司会：宮澤節生（青山学院大学）

報告：（1）「弁護士過疎地のための活動－北海道大学とすずらん基金法律事務所－」
田中宏（北海道大学・弁護士）
（2）「生活困窮者のための活動－早稲田大学の民事クリニックによる生活保護申請支援」 森川清（弁護士）
（3）「会社、学生にとってチャレンジ&切磋琢磨の2週間」 田中稔（KDDI）
（4）「地方自治体における法曹の役割－自治体エクスターンシップの開始に際して－」 平林浩一（狛江市）
（5）「霞ヶ関法科大学院生インターンシップ」 小山茂樹（人事院）

コメント：信木美穂（ホームレス総合相談ネットワーク事務局）
稲田仁士（三菱商事）

臨床法学教育学会への入会希望者は、入会申込書を本学会ホームページ <<http://lawschool.jp/cl/>> からダウンロードし必要事項を記入の上、次の学会支援機構宛にお送りいただきたい。

〒162-0802 東京都新宿区改代町26-1 三田村ビル 学会支援機構内 臨床法学教育学会入会係
TEL：03-5206-6007 FAX：03-5206-6008 Email <office@asas.or.jp>
